

説明会・意見交換会の結果概要（高松）

日時：平成 23年 2月 28日（月）14:00～16:00

場 所：サンポートホール高松ホール棟 6階61会議室

参 加 者：36名（関係省庁 18名、都道府県 2名、市町村 5名、各種団体等 4名、企業 6名、その他 1名）

参加委員：竹田委員、浜本委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・本法の主体は市町村という認識でよいか。また、都道府県の役割を教えてください。
- ・ 生物多様性保全活動を促進するメリットはなにか。
- ・ 希少な種の保護・増殖を図るための「飼育」についても、本法の対象となるのか。
- ・ 国営公園における保全活動もこの法律の対象となるという認識でよいか。
- ・ シカやイノシシによる農林業被害については、これまで農林部署で対応してきた。この法律でもシカ等の駆除活動を行うことができると思うが、既存事業との関係や担当部署はどのように整理すべきかなどを教えてください。
- ・ 土地所有者が判明している場所においても、所有者が高齢等の理由で管理ができない場合がある。そのような場合の対策等についても検討してほしい。

■基本方針について

- ・ 国家戦略には、従来の3つの危機のほか、地球温暖化による危機が加えられている。基本方針にも、温暖化との関係について述べておく必要があるのではないかと。
- ・ 科学的な知見に基づく活動を担保するための方法等を示してほしい。
- ・ 日本では、人間生活との関わりの中で生物多様性が育まれており、燃料革命以前の暮らしは生物多様性保全と一体のものだった。そのような背景等もきちんと説明してほしい。
- ・ 計画の目標達成状況を評価する方法について教えてください。

